

顔認証技術 S D K 第三者利用に関する規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社スワローインキュベート（以下「当社」といいます。）が提供する「顔認証技術 S D K」（以下「本ソフトウェア」といいます。）のライセンスに関する条件を定めるものであり、本ソフトウェアの申込者（以下「申込者」といいます。）が、申込者から委託を受けた本ソフトウェアの開発に携わる第三者（以下「共同利用先」といいます。）と共同で、本ソフトウェアを利用しようとする場合に適用されます。本ソフトウェアを利用する前に、本規約をよくお読みください。

第 1 条

申込者は、当社の定める申込方法によって申し込みを行い、当社が承諾をした場合に限り、本ソフトウェアの導入を目的とした用途においてのみ、共同利用先についても、本ソフトウェアを共同利用させることができるものとします。

第 2 条

申込者は、本ソフトウェアを共同利用先にも利用させる場合は、共同利用先への開示に先立ち、当社が指定した本ソフトウェアの利用申込みに紐づく利用規約等の全条文とそれぞれ同等の義務を、共同利用先にも遵守させるものとします。

第 3 条

1 前条に定める義務には、「顔認証技術 S D K」ライセンス規約第 10 条（第三者ソフトウェア）及び第 11 条（個人情報の取扱い）に定める義務を含むものとします。申込者は、共同利用先に対し、第三者ソフトウェアに適用されるライセンス条件に基づき必要となる表示その他の義務を遵守させるものとします。

2 申込者は、共同利用先が顔画像、顔特徴量その他の個人データを取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律その他の適用法令に従い、委託先の選定、必要な契約の締結、委託先の監督その他必要かつ適切な措置を、自らの責任において講じるものとします。

3 本規約における「共同利用」及び「共同利用先」とは、本ソフトウェアの利用に関する契約上の呼称であり、個人情報の保護に関する法律第 27 条第 5 項第 3 号に定める個人データの「共同利用」を意味するものではありません。共同利用先による個人データの取扱いが同項第 1 号に定める委託に該当する場合、申込者は、委託元として法令上必要となる措置を講じるものとします。

4 共同利用先による本規約又はライセンス規約の違反は、申込者による違反とみなし、申込者は、当社に対し、共同利用先の行為について自らの行為と同様の責任を負うものとします。

第 4 条

本規約は、「顔認証技術 S D K」ライセンス規約の一部を構成するものとし、本規約に定めのない事項については同ライセンス規約の定めを適用します。本規約と同ライセンス規約の定めが抵触する場合、共同利用先による本ソフトウェアの利用に関しては、本規約の定めを優先します。

第5条

当社及び利用者は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

【2026 年 8 月 28 日制定】

株式会社スワローインキュベート